

平成27年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成27年10月28日(水) 午後3時～午後3時50分
- 2 場 所 ときわ会館 5階 小ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員 齋藤 友之 会長 藤池 誠治 委員
池田 妙子 委員 松本 敏雄 委員
宇佐見 香代 委員 門真 宏治 委員
佐伯 鋼兵 委員 渡辺 浩志 委員
中川 晴美 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外4名
 - (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名
- 4 傍聴者 なし
- 5 審議項目 議題1 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数について
・支給月数
・改定時期
議題2 市長及び副市長の給料月額について
・給料月額
・改定時期
議題3 市長及び副市長の退職手当の支給割合について
・支給割合
・改定時期
- 6 議事の経過
 - (1) 市長への意見報告書の提出及び市長からの諮問に係る報告
 - (2) 審議
 - 議題1 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数について
 - 議題2 市長及び副市長の給料月額について
 - 議題3 市長及び副市長の退職手当の支給割合について
 - (3) 答申に向けた意見集約
 - (4) 閉会

7 審議内容

(1) 市長への意見報告及び市長からの諮問についての報告

- 去る10月22日に市長への意見報告を行った。
- 意見報告書には、各委員の主な意見を掲載した上で、次のとおり、審議会の結論を報告した。
 - ①市議会議員並びに市長及び副市長の月例給及び特別給のうち、月例給については『据え置くことが適当』であり、特別給（期末手当）については『引上げの改定をするべき』である。
 - ②市長及び副市長については、平成28年4月1日から地域手当の支給率が引き上げられることを踏まえ、月例給総額の水準が変動しないよう、給料月額を引き下げて調整を図る必要がある。
 - ③一般職職員との均衡等を考慮し、市長及び副市長の退職手当の支給割合を引き下げる必要がある。
- 10月23日に市長から、「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数」、「市長及び副市長の給料月額」、「市長及び副市長の退職手当の支給割合」について、それぞれの改定実施時期を含めて改めて諮問があったので、引き続き審議をお願いしたい。

(2) 審議事項

- 議題1 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数について
 - ①事務局から配布資料について説明
 - ・配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回資料>」
 - ②支給月数についての委員の主な意見
 - ・これまでの本審議会の考え方を踏襲し、国の指定職職員に準じて0.05月分引き上げるのが妥当だと考える。
 - ③改定時期についての委員の主な意見
 - ・これまでの本審議会においては、期末手当の改定があった場合、参考としている本市の一般職職員や国の指定職職員の改定時期との均衡を考慮し、いずれも12月から実施している。このような経緯を踏まえると、今回も改定時期は12月からとするのが妥当だと考える。
- 議題2 市長及び副市長の給料月額について
 - ①事務局から配布資料について説明
 - ・配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回資料>」

②給料月額についての委員の主な意見

- ・市長・副市長の職務は4年間という限られた任期のなかで遂行されるものであり、小刻みな額改定には馴染まないと考える。
- ・地域手当の支給率が段階的に引き上げられる度に審議して給料月額を調整することとした場合、月例給・特別給の水準自体を検討する通常の審議との間で少なからず混乱が生じるのではないかと懸念する。
- ・適正な給与水準を維持するためには、たとえ小刻みであっても、丁寧に給料月額を調整すべきであると考えます。

③改定時期についての委員の主な意見

- ・改定時期は、地域手当の支給率の引上げが始まる、平成28年4月1日が妥当だと考える。

○議題3 市長及び副市長の退職手当の支給割合について

①事務局から配布資料について説明

- ・配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回資料>」

②支給割合についての委員の主な意見

- ・事務局案は、一般職職員の退職手当の支給水準の引下げに準じて支給割合を引き下げるものであり、同様の趣旨に基づく引下げを既に実施している、他の政令指定都市の引下げ後の支給割合との均衡もとれていることから、妥当である。

③改定時期についての委員の主な意見

- ・今年度中に任期が満了し、現行の支給割合の適用を受ける方はいないということなので、平成28年4月1日がよいと思う。

(3) 答申に向けた意見集約

○意見集約

各委員の意見を集約すると、次のとおり結論付けることができる。

①市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数

国の指定職職員に準じて0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.15月とするべきである。改定時期は、本市の一般職職員や国の指定職職員との均衡を考慮し、平成27年12月1日が妥当である。

②市長及び副市長の給料月額

制度完成時の地域手当の支給率において、現行の月例給の水準を維持することができるよう、給料月額を引き下げるべきである。改定時期

は、地域手当の支給率の段階的な引上げが始まる、平成28年4月1日が妥当である。

③市長及び副市長の退職手当の支給割合

一般職職員における退職手当の支給水準の引下げに準じ、支給割合を引き下げるべきである。改定時期は、平成28年4月1日とする。

したがって、次のとおり答申書を作成することとしたい。

①市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数

0.05月分引き上げ、年間支給月数を「3.15月」とする。改定時期は、「平成27年12月1日」とする。

②市長及び副市長の給料月額

市長は「121万円」、副市長は「95万1千円」とする。改定時期は、「平成28年4月1日」とする。

③市長及び副市長の退職手当の支給割合

市長は「100分の50」、副市長は「100分の33」とする。改定時期は、「平成28年4月1日」とする。

答申書の作成については会長に一任し、作成した答申書に基づき、市長に答申することとする。（異議なし）

○委員の意見

特になし。